

福 訪 協 発 59 号  
令和 4 年 11 月 8 日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会  
会 員 各 位

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の  
業務従事者届に係る広報の訂正について

今般、令和 4 年 10 月 21 日付福訪協発 53 号にてご連絡しておりました「保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の周知について」の通知内容の一部訂正について、福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴事業所におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、福岡県のホームページにつきましても、訂正内容が反映されております。  
(U R L : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/04-todoke.html>)

記

【業務従事者届について】

○訂正箇所

(誤) 提出期限 令和 5 年 1 月 13 日 (金)

(正) 提出期限 令和 5 年 1 月 16 日 (月)

公益社団法人福岡県医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会  
公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会  
公益社団法人福岡県看護協会  
一般社団法人福岡県精神科病院協会  
一般社団法人福岡県私設病院協会  
一般社団法人福岡県歯科衛生士会  
一般社団法人福岡県歯科技工士会  
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会  
福岡県有床診療所協議会  
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会

殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の  
業務従事者届に係る広報の訂正について（依頼）

本県の保健医療介護行政の推進につきまして、平素より格別の御協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年10月6日付け4医指第1356号で依頼しました「保健師、  
助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の広報に  
ついて（依頼）」について、一部誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、  
下記のとおり訂正させていただきます。

お手数をおかけしますが、ご対応をよろしくお願い申し上げます。

なお、県ホームページにつきましても、訂正内容を反映しております。  
(HP アドレス：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/04-todoke.html>)

記

【業務従事者届について】

○訂正箇所

(誤) 提出期限 令和5年1月13日(金)

(正) 提出期限 令和5年1月16日(月)

保健医療介護部医療指導課

○保健師、助産師、看護師、准看護師免許の問合せ先

医師・看護職員確保対策室 担当：吉原

TEL 092-643-3276

○歯科衛生士、歯科技工士免許の問合せ先

医療指導係 担当：神代

TEL 092-643-3274

(広報紙掲載用 原稿 (案))

## 看護職員等の業務従事者届について

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士で、これらの免許にかかる業務に従事している方は、2年ごとに、住所・氏名などを届け出ることが法律で義務づけられています。

- 届出期限 令和5年1月 16日(月)
- 届出方法 令和4年12月31日現在で免許に係る業務に従事している方は、勤務地を管轄する県保健福祉(環境)事務所又は保健所に届出票を提出。また、医療機関等で業務に従事している方は、従事先を通じてのオンライン届出が今年から始まります。福岡県ホームページをご確認ください。
- 届出票 福岡県のホームページからダウンロード。県保健福祉(環境)事務所又は保健所にて配布。
- 問い合わせ先 福岡県医療指導課 (TEL092-643-3276) または最寄りの保健所
- 県ホームページ : (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/04-todoke.html>)

以上、原稿 (案)

インターネットを利用したオンライン届出については、国からマニュアル等が示され次第、県 HP で随時掲載予定です。

今回届出からインターネットを利用したオンライン届出が併用されることになり、オンライン届出システムの利用方法を含む届出方法等について、厚生労働省から正式な通知が発出されておらず、9月中に広報原稿を作成することができない状況になっております。

10月以降に厚生労働省から通知が送付される見込みであるため、厚生労働省の事前のお知らせ等をもとに広報原稿(案)を作成しておりますので、広報に係る準備(原稿エリアの確保等)を進めていただければ幸いです。

※厚生労働省の事前のお知らせ等と正式な通知で内容に相違なければ、広報原稿(案)から大きな修正はない見込みです。